

役員等報酬規程

社会福祉法人 三愛会

社会福祉法人三愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 社会福祉法人三愛会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事(理事長を除く)の報酬額は、日額 10,000 円とし、理事会又は評議員会(その他の出席を要する執務を含む。)に出席した日及びみなし決議 1 回を 1 日とみなして支給する。また出席した日は、別途交通費を 2,000 円支払う。

2 評議員の報酬額は、日額 10,000 円とし、評議員会に出席した日及びみなし決議 1 回を 1 日とみなして支給する。また出席した日は、別途交通費を 2,000 円支払う。

3 士別市、名寄市、剣淵町、和寒町又は幌加内町以外に居住する理事(理事長を除く)及び評議員には、前 2 項に加えて第 6 条第 1 項に規定する旅費及び宿泊費を支払う。

(理事長の勤務報酬等)

第4条 理事長の執務報酬は、月額 300,000 円以内で理事会の決議により決定する。

2 執務に必要な移動については、職員旅費規程を適用する。

(監事の勤務報酬等)

第5条 監事の報酬額は、月額 20,000 円とし、理事会又は評議員会の出席並びに指導検査又は入札の立会をした日は、別途交通費を 2,000 円支払う。

2 監事の執務に当たり必要な費用を負担した場合には、その実費を弁償する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

	旅費	宿泊費(日額)	その他
道内	実費相当額	10,000 円	実費
道外	実費相当額	15,000 円	実費

2 出張旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する理事の第3条の報酬は支給しないものとし、第6条は適用せず職員旅費規程により支払う。

付 則

この規程は、令和 元年 10月 1日から適用する。

役員等報酬規程(平成29年6月27日施行)は、この規程の施行に伴い廃止する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から一部変更して適用する。

この規程は、令和 6年 7月 1日から一部変更して適用する。